

平成28年度第2回島田市個人情報保護審議会議事録

1 開催日時

平成28年11月30日（水）午前10時から正午まで

2 出席者

(1) 審議会委員

恒川会長、田代委員、尾村委員、杉本委員、今村委員

(2) 事務局

原田経営管理課長、樽林係長、塚本主査

3 個人情報取扱事務について

個人情報取扱事務届出簿の審議及び報告

事務局	今回は新規審議案件1件、新規報告案件10件、変更審議案件2件、変更報告案件3件、廃止案件4件です。よろしくお願ひします。
財政課	（「公共施設利用状況調査事務」について説明）
A委員	説明では氏名、住所、電話番号は収集しないと言っていました が、届出簿には氏名、住所、電話番号にチェックが入っています。 現実的にはデータ分析するためには個人名、団体名も把握した ほうが良いと思いますけど。
財政課	申請書そのものを取り寄せるため、氏名等は知り得てしまうとい うことでチェックをつけましたが、今回の分析には氏名、住 所、電話番号は使用しません。申請書のコピー等も行わないため 一定期間のみの保有となります。
会長	焼津市、藤枝市も同じようなことをやられるのですか。
財政課	広域的な利用が見込まれる施設については実施しています。島田 市は実施していなかったため今回行うというものです。
会長	利用目的、利用する場所、利用時間等の収集とありますが、時間 はともかく内容まで記録をするのですか。
財政課	内容の記録はしません。集会や、スポーツ施設では競技名などを 記録します。

会	長	利用目的については、使用申請書に記載されている内容程度なら問題は無いと思いますが、場合によっては調査内容が外に洩れた場合は思想信条と絡んでくる可能性がありますので注意が必要です。
財	政 課	今想定しているものは、利用形態を想定しています。例えば会議だとしたらその内容の収集までは想定していません。
B	委 員	何件くらいありますか。
財	政 課	相当数あると思います。これから調査を始めます。
会	長	他に意見がないようでしたら、審議に入ります。 本人以外からの情報収集について 類型はありませんので、その他とし「他に代替する手段がなく公益上この方法が最も適切と考えられるため」としてよろしいでしょうか。 また、原案の通り氏名等はデータ分析には使用しないということ でよろしいでしょうか 異議なし。 それでは、この案件についてお認めすることとします。
協 働 推 進 課		(「しまだ応援団登録事務」について説明)
C	委 員	性別のチェックが洩れています。
協 働 推 進 課		修正します。
会	長	外部提供先のホームページについて団体も個人も同じように公開するのですか。
協 働 推 進 課		団体、個人についても同じです。登録申込書に記載されている内容の一部を本人の同意を得て掲載するというものです。
会	長	非営利、非宗教、非政治的かどうか聴き取る作業は思想信条に係る個人情報の収集にあたるかどうか難しいところですが、積極的ではなく消極的に聴き取るということですね。
B	委 員	今までの活動団体も登録されていますが、今回の登録方法はどの

		ように違うのですか。
協働推進課		今までは市内のNPO団体、まちづくり団体についてどういうものがあるか把握はしていませんでした。今年度は一覧のリストにして把握し、より活動の幅を広げてもらうことを目的としています。
A 委員		本人の同意の方法について申込書に※印の項目については公開されますとありますが、消極的同意ですね。
B 委員		最後まで見ない人もいますので、申込書の頭の部分「登録を受けたいので申し込みます。」の後になお、※の部分については公開されることについて同意します。というように変更した方が分かり易いと思います。
会 長		本人の主体的な同意が得られるような書式に工夫をして下さい。
協働推進課		わかりました。
会 長		個人情報の収集についてはよろしいでしょうか。思想信条については積極的に収集しないということ、必要があれば個別に判断していくということではよろしいでしょうか。他に意見がなければ承ったこととします。
協働推進課		(「島田市次世代女性参画化計画」について説明)
会 長		目的外利用については関係各課の審議会等の委員の候補者として利用してもらうというものです。
B 委員		収集の方法は意見交換やアンケートですか。
協働推進課		意見交換の中で婚姻暦などの個人情報を聞くこともあるかと思えますので、記録項目として上げさせていただいています。
会 長		婚姻暦は離婚情報も含めて聞くのですか。
協働推進課		どこまで必要になるか分かりませんが、もしかしたら聞くことになるかもしれません。もちろん記録には残すということはありません。

D	委員	賞罰の情報は取らないのですか。役に就いた後に分かった場合は困らないのですか。
	協働推進課	今は計画の段階なのでこれから人材の資料の作成に当たり必要になればその都度届出を変更していく予定です。
	会長	今後どのような調査をしていくかは決まっていないということなのでその時になって必要ならば変更していくということですね。他に意見がなければ報告を承ったこととします。
	医事課	(「介護報酬請求事務」について説明)
	会長	個人情報の収集についてはよろしいでしょうか。本人と本人の同意を得て本人以外から収集するということについて、他に意見がなければ報告を承ったこととします。
	地域づくり課	(「自治基本条例素案に対する意見募集」について説明)
	会長	今まで自治基本条例は島田市にはなかったのですか。
	地域づくり課	ありませんでした。
	会長	個人情報の収集についてはよろしいでしょうか。本人から収集するということなので、他に意見がなければ報告を承ったこととします。
	水道課	(「水道ビジョン等策定委員会」について説明)
		委員の候補の方の個人情報を収集するということですね。本人から収集するということなので、他に意見がなければ報告を承ったこととします。
	商工課	(「事業者や創業希望者向けのセミナーや交流会の開催事務」について説明)
	会長	セミナーの開催は済んでいるのですか。
	商工課	現在までに18回ほど色々なセミナーを開催しています。
	会長	個人情報の収集についてはよろしいでしょうか。本人から収集す

		るということなので、他に意見がなければ報告を承ったこととします。
商 工 課		(「事業者や創業希望者の問題解決のための相談事務」について説明)
会 長		課税納税状況も本人からの提供ですか。
商 工 課		全員から収集というわけではありませんが、話の展開の中で課税状況のことも出てくるのが想定されますので項目をチェックしてあります。
会 長		この案件も個人情報の収集についてはよろしいでしょうか。外部提供についても本人の同意を得てということなので、他に意見がなければ報告を承ったこととします。
商 工 課		(「専門家の登録及び派遣業務」について説明)
会 長		専門家の方は、何種類、何名くらいいらっしゃいますか。
商 工 課		現在登録されている方は31名いらっしゃいます。主な方は中小企業診断士、税理士、社会保険労務士の方になります。
会 長		島田市は仲介役ということですか。
商 工 課		そうです。
B 委 員		派遣料は市が専門家の方に支払っているのですか。
商 工 課		取扱い要領には1回1時間以上で1万円となっています。市が専門家に派遣料を支払い利用者は無料となっています。
会 長		他に意見がなければ報告を承ったこととします。
長 寿 介 護 課		(「市民後見人養成事業」について説明)
B 委 員		裁判所に登録ということは、公的な後見人と同じということですか。
長 寿 介 護 課		そうです。

D	委員	個人情報の収集の際に後見人の方の経済状況は確認をしないのですか。
長	介護課	直接は確認しませんが、面接試験を行っていくなかで判断していくことになると思います。
会	長	市民後見人を選抜する過程で基準等がありますか。
長	介護課	国が示している基準はありませんが、三市の募集要綱では、「福祉活動に理解と熱意があること」「心身ともに健康であること」などの条件があります。
会	長	前科等の基準は無いのですか。
長	介護課	前科の有無についての条件はありません。
B	委員	広報に募集が載っていましたが応募状況はどうですか。
長	介護課	説明会には8名ほどの参加がありました。 養成講座の内容は講座12回の全55時間、レポートは2回、面接3回となっています。
会	長	個人情報の収集についてはよろしいでしょうか。本人から収集するという事なので、他に意見がなければ報告を承ったこととします。
国保年金課 納税課		(「国保税収納事務」、「市税の収納管理事務」について説明)
A	委員	個人情報の記録項目について、経済状況の課税にチェックがありますが、納税額だけの確認でいいのでは無いでしょうか。課税額も必要ですか。
納	税課	非課税の方もいますのでまず、課税があるかを確認した後に未納がないかを確認するというものです。
会	長	今までの表彰者については、納税状況の確認をしていなかったということですか。

国保年金課	今までも秘書課から確認の依頼は来ていました。事後の届出になります。
会長	個人情報の収集についてはよろしいでしょうか。目的外利用についても類型の3ということによろしいですね。他に意見がなければ報告を承ったこととします。
農業委員会	(「遊休農地対策」について説明)
会長	変更箇所は家庭生活等の続柄・親族関係、家族状況、居住状況と経済状況等の財産・収入の部分ということ。 本人以外からの収集については農地法の改正により農地台帳から収集が可能になったということですね。
会長	目的外利用、外部提供についても法律の改正により可能になったということですね。 他に意見がなければ報告を承ったこととします。
病院建設推進課	(「新病院建設事業」について説明)
会長	駐車場として借りる土地について、土地の現状はどうですか。畑ですか。
病院建設推進課	今考えているところは耕作をしていない田んぼを想定しています。
B委員	賃借の期間はどのくらいですか。
病院建設推進課	約5年間の借り上げを想定しています。
会長	個人情報の収集についてはよろしいでしょうか。他に意見がなければ報告を承ったこととします。
健康づくり課	(「フレッシュパパママ教室」について説明)
会長	事務の名称、目的、公文書名の変更ですね。 個人情報の収集についてはよろしいでしょうか。他に意見がなければ報告を承ったこととします。
保育支援課	(「公立保育所運営事業」について説明)

会 長 事務委託なので個人情報の外部提供もしなくてはならないですね。他に意見がなければ報告を承ったこととします。

事 務 局 廃止案件のため一括説明
(「島田市田代の郷温泉「レストラン」運営事業者募集」)
(「島田市田代の郷温泉「リラクゼーションルーム」運営事業者募集」)
(「市税滞納者の行政サービスの停止及び氏名の公表」)
(「島田市税滞納審査会事務」)

会 長 廃止案件について何か質問等がありますか。

他に質問がないようでしたら、廃止案件についても承ったこととします。

以上で本日の審議会を終了したいと思います。

○まとめ

新規審議案件1件、新規報告案件10件、変更審議案件2件、変更報告案件3件及び廃止案件4件について報告を受けた。

4 その他

次回の会議は、平成29年2月下旬頃に開催する予定です。